

員長を初め我々も、上手下手は抜きにして、それなりに練習をやったわけなんですね。それで、各部の方々の熱意というのが余りにも温度差というものを感じましたので、そこら付近、何か見解があればお聞きしたいんですが。

総務部長(岡田慎二君) 今回の件につきましては、実は、私も横の広場で練習をいたしまして、いい汗をかかせていただきました。あわせてビデオテープも借りまして、自宅でも練習をいたしましたが、こういうまちづくりに全職員が一丸となって一生懸命頑張るということも非常に大事だというふうに考えておりますので、ご指摘の部分も十分に参考にさせていただきます、いろいろな機会にそういうことを周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

8番(吉原日出雄君) 質問は以上で終わります。関連がありますので。

〔「関連」と言う者あり〕

議長(鳥居直記君) 32番深堀義昭議員。

32番(深堀義昭君) 吉原日出雄議員に関連をいたしまして、消防局というよりも、市の方にお尋ねをいたします。

北消防署は今回、9月に業務を開始する予定でございます。これにこぎつけるまで約15年、それから松が枝の今の建て替えの問題についても、これもほぼ同じ時期から話が出ております。

中央消防署につきましては、吉原源次前市会議員の最後の議会での質問の要旨であったと記憶をいたしております。

いつになるかわからないというようなことではなしに、年次計画を持って、消防局であるから、予算が市長部局でないというようなとらえ方に誤解をされないような基本的な姿勢をいま一度、確認をいたしたいと思っておりますが、市長なり財政部長の答弁を求めます。

市長(伊藤一長君) 吉原日出雄議員の質問に対します深堀義昭議員の関連質問にお答えいたしたいと思っております。

できるだけ早く私どもも中央消防署はどこに、あるいは松が枝出張所はどこに、あるいは市役所の建物もそうでございますけれども、そういうものを、公会堂もそうであります、市民会館もそうです。いわゆる新しい病院もそうです。一連のそういうものをしていんですけれども、これは何で

私のときに全部こういうのが出てくるのかなという気もしないこともないんですけども、ぜひ、そういうのは十分に私どもも念頭に置いていまして、ただ場所とか財源とか、そういうふうな問題等があると思いますので、ただ、やはり先ほどの大水害の問題等も含めて、市民の生命・財産、そういうものを預かる消防機能というのは最優先をすべきだということは、やはり十分に念頭に置きながら、全体の中で、私ども鋭意、頑張らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

32番(深堀義昭君) ただいまの答弁を了といたしますが、消防局長も退職までそう時間がない宿題を抱えているわけでございますから、生命・財産を守るという立場から一定の位置づけは優先にしたいと、市長の答弁を了としますけれども、問題は、いろいろな問題が山積をしているから、年をとった市長でなしに、若い私に市長をさせていただいて、懸案する、念願するその事業を一つずつ片づけていくというのが、あなたの職務であると思います。

どうか整理をされた上で、着実な長崎市の運営をお願いいたしまして、質問を終わります。

議長(鳥居直記君) 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 午前11時59分 =

~~~~~  
= 再開 午後1時0分 =

副議長(江口 健君) 休憩前に引き続き会議を開きます。41番柴田 朴議員。

〔柴田 朴君登壇〕

41番(柴田 朴君) 日本共産党の柴田 朴でございます。

さきに通告しておりました市長の政治姿勢、教育行政など5点にわたりお尋ねをしますので、市長並びに関係部長の答弁を求めるものであります。

最近の政治や外交、教育のあり方など、常識では理解できない動きが強まっています。被爆都市の市長として、日ごろから核兵器廃絶の先頭に立ち、二度と再び戦争を許してはならないと頑張っておられる市長は、これら最近の動きをどう考えておられるか、お尋ねします。

小泉首相になりまして国民の支持率が高くなったとマスコミは報じています。この支持率は、小

泉氏が「今の自民党ではだめだ。自民党の政治を変える」と言って総裁になり、首相になりました。したがって、今日の高い支持率は、そのことへの期待といえますか、今の政治を変えたいという国民の気持ちのあらわれとして、私は前向きに受けとめていきたいと思えます。

さて、その小泉首相が、一方では、憲法を改正して自衛隊をはっきりと位置づけるべきだとか、国連の集団的自衛権の問題を研究する必要がある、あるいは8月15日は総理大臣として靖国神社に参拝をするのだと次々に打ち出して、多くの善良な国民に戸惑いを与えています。

このような中で歴史教科書問題が注目されています。この「新しい歴史教科書をつくる会」が執筆・企画した教科書は、一部の表現に誤解を生むおそれがあるという程度のもではありません。日本国憲法を無視し、植民地支配と侵略戦争についての反省もなく、アジア諸国民をべつ視し、軍事的対応の必要性を説き、核廃絶に疑問を投げかける内容となっております。

市長、あなたは、小泉首相の靖国神社参拝を初めとした一連の政治姿勢、日本の歴史を書きかえるような歴史教科書を文部科学省が採択した経過などを踏まえるとき、被爆都市の市長として、最近の異常ともいえる政治の動きをどのように考えておられるか、お答え願いたい。このように考えます。

次に、教育長にお尋ねします。

この「新しい歴史教科書をつくる会」が執筆した教科書はお読みになったと思いますが、いかがですか。

教科書の記述の中で、例えば日本と清国の間で朝鮮支配をめぐる争われた日清戦争があります。これに対する記述として、近代立憲国家として出発した日本と、遅れた中華意識にしがみついた清国との避けられない戦争と描いています。日本の勝因として、「日本人が自国のため献身する『国民』になっていたことがある」と述べているわけです。

また、日本とロシアが朝鮮と中国北東部の支配をめぐる争った戦争、日露戦争でございますが、これに対しては、次のように記述しています。

「日本の生き残りをかけた壮大な国民戦争だった。日本はこれに勝利して、自国の安全保障を確立し

た。近代国家として生まれて間もない有色人種の国日本が、当時世界最大の陸軍大国だった白人帝国ロシアに勝ったことは、世界中の抑圧された民族に、独立への限らない希望を与えた」と、こういうふうになっております。

教育長、以上のようなこれまでの歴史の評価と全く違っている教科書であります。あなたは、善良な子どもたちに教えることができますか。特に、日本の中でも、この長崎は、中国や韓国とは長い友好の歴史があるわけでございます。

つくる会が出した歴史教科書は137カ所、公民教科書99カ所に修正意見がつけられました。本来ならば、この時点でこの教科書は不合格となるのが常識であると私は考えます。

教育長、あなたのご意見をお聞かせ願います。

次に、長崎市教育委員会における教科書採択の取り組みの現状についてお尋ねします。

既に、学校現場では、新しい教科書を先生たちに見てもらって調査用紙の記入が始まっている、あるいは済んだところもあると聞いております。市教委で従来とは違った採択の方法を考えているようですが、従来とどこが変わったのか。何のためにそういう変更が必要であったのか、説明をいただきたいと思えます。

次に、長崎市の経済活性化についてお尋ねします。

去る5月31日の長崎新聞は、県内最大の繁華街長崎浜市アーケードの老舗「永尾靴店」が30日付で民事再生法の適用申請を行ったと報じ、商店街関係者に大きな衝撃を与えていると伝えました。この浜町では、ことしに入って、きのくにやが店を閉じ、先月は、同じアーケード街の松田玩具が店を閉じたばかりです。

新聞報道でも指摘されていますが、長引く不況に加え、昨年4月以降、市内に大型商業施設が相次ぎオープンし、影響を受ける地元小売業者が相次いでいること。特に昨年4月以降、浜市商店連合会で12店舗、観光通り商店街で2店舗が閉店。さらに8月末で、アーケード街にある長崎サティが閉店となると報じています。

長崎市が平成12年度における大型店出店に伴う影響調査を商工会議所などとともに共同で実施した報告書をいただきました。この調査結果を見ましても、全市内で売り上げが減ったと答えた店が

8割を超えていること。売上高の減少傾向はさらに強まっていると報じています。地区別では、東長崎地区が最も大きく86%の減、駅前は大規模複合施設の相乗効果が出たのか58%の減と書いていました。しかし、別の角度から、特定商店街、例えば浜町6商店街あるいは長崎駅前商店街、住吉・中園商店街という、こういう形で分けると、浜町6商店街と北部住吉・中園商店街の売り上げが2割から3割減っている。チトセピアができてから一時客がふえていた住吉市場など、今回の大型店の影響をもろに受けていることがわかります。

市長、私は大波止の商業地に広島から「イズミ」が来ることが決まった4年前でしたか、質問に立ちまして、県外からの大型店がやって来て、お互いに活性化し合って売り上げを伸ばす時代は終わった。今では資本力の大きいところから弱肉強食でやられてしまう。そうなるとうちの商店街は追い込まれ、おくちを支えることすらできなくなる。結局、大型店進出が消費者の選択の幅を広げる面だけを見て、まちそのもの、商店街そのものが根本からなくなることを考えきれない弱さがあると思います。300年続いたおくちも、長崎の文化も破壊されると私は強調してきました。

議会の行政視察等で全国あちこちの地方都市を歩いて回っても、この大型店が来て活気づいたところは1カ所もございません。

そこで、市長にお尋ねします。

1つ、あなたは、今日の時点でも大型店進出は地元商店街を活性化するとお考えですか。

2つ、市長も商店街活性化のためにはいろいろと苦勞し支援策を進めておりますが、今回の浜町中心商店街の現状というのは、戦後例のない重大事態です。しかも、これが長崎県のアーバン計画によって大波止に商業地をつくり大型店を誘致した結果、生まれたものであります。知事は、今日の事態をどのように考えているのでしょうか。商店街対策に県と十分に相談をして支援の体制をとらせるべきだと考えますが、市長の考えをお聞かせしたいと思います。

次に、長崎観光の活性化についてお尋ねします。

私は今年度、観光振興対策特別委員会に所属をいたしまして、佐藤 忠委員長のもとで長崎ぶらぶら節の踊りを一生懸命練習をしております。こ

れも長崎の観光を何としても浮上させたいという一念からであります。去る5月23日に第1回の特別委員会が開かれました。この日は、観光業界からも4名の方においでいただきまして、率直な意見を聞くことができました。業界の皆さんから出された意見の中で、幾つか紹介してみると、1つは、長崎市の観光をこれから考える場合、長崎市内だけで考えないで、長崎県全体あるいは他の自治体との連携で観光客を来してもらおうと、そういう立場に立つべきではないかというのが1点です。

2つには、これからアジアを初め海外からの観光客を迎えるためにも、英語、中国語など外国語を話せるボランティアの育成が求められてくる。

3つには、観光客も従来のようにバスを仕立てた集団型から今日では個々のグループ、そういう形で長崎を訪ねる人が多くなっている。したがって、従来のグラバー園から平和公園のパターン、こういうものをもっと進めて、長崎の個々の史跡などを訪ね歩く形になってきている。それに対応した整備が求められている。したがって、学芸員の配置なども考えるべきではないか。

これらの点は、既に観光部でもいろいろと検討しつつあると思いますが、その検討の状況をお聞かせいただきたいと思っております。

最後に、環境行政についてお尋ねします。

ことし4月にマスコミでも報道されました三方山の産廃処分場周辺住民が飲み水として使用している井戸水から大量の大腸菌群が検出をされました。その事実を市職員の見逃しで8カ月も地域住民に知らせていなかったという重大事件であります。

また、同時期にパイロットプラントで浄化をされたはずの処理水からも環境基準を超える総水銀が繰り返し検出をされながら、これが議会にも報告がなかったという事件も含めて考えるときに、私は、4年前に発生をしたあの水銀のデータ改ざん事件というのは何も解決をされていないのではないかと率直に感じたわけであります。

4月13日、文教経済委員会は早速、三方山現地調査を行いました。1975年からですから、既に25年の長きにわたって長崎市内を初め近隣の町からも下水道の汚泥を初め産業廃棄物が持ち込まれ、適正な処理もされないままに不法投棄同様にこれが埋められ、三方山全体が汚染をされてしまっ

います。その結果、大別をすると、1つは、水銀、カドミウム、鉛、砒素などの重金属汚染、2つには、大腸菌や有機性物質などの汚染、3つには、ダイオキシン類などの環境ホルモン汚染等が指摘をされているわけであります。25年にわたって埋め立てられた廃棄物の量は、下水道の汚泥だけでも、これは11万トンを超えています。その他の廃棄物を含めると、これは私どもの予測では20万トンをはるかに超えていると考えられます。

埋め立てられている内容というものは、記録に残っているものだけでも、建設廃材、燃え殻、鋳さい、ガラスくず、焼却灰、廃プラスチック類、金属くず、陶磁器類、廃石綿、動植物性の残さ、医療系廃棄物、ばいじん、血液、廃油あるいはトランス、そういったものが埋められ、そのほかに57年災害のあの2,000トンのごみがあるわけでございます。これだけのものが20年にわたり埋め立てられ、これが流れ出したのが4年前のあの水銀改ざん事件であります。

市当局は、三方山対策をどうするか、当時非常に深刻でありました。そして、三方山のボーリングが始まりました。当時、21本の調査ボーリング孔を掘削し、143回検査を行ったと報告をしております。そのうち、12本のボーリングの穴から67回にわたって環境基準を超える総水銀値が検出をされています。そこで、いろいろ専門家を交えて検討した結果、水銀濃度が排水基準を超えているか、あるいはそれに近い数値が出ているところにパイロットプラントを設置して、当面、活性炭吸着法で水銀と鉛の処理を行うことを決めたわけであります。そして、ことしの4月の大腸菌、基準を超えた水銀値の再度の検出となったわけであります。しかも、現在でも毎日、下水道汚泥なども含めて産業廃棄物が持ち込まれているというのが、私は非常に重大だと思うんです。これでは市民は納得できないんです。一体、市当局は、この爆弾を抱えた三方山を今後、どのようにしようと考えているのか。三方山のすぐ下の方が長崎市民の飲み水の約4割を賄っている神浦ダムですから、事は重大であります。答弁を求めます。

環境問題の2つ目は、ごみ袋有料化問題です。

来年2月から有料化になるわけですが、3月議会で有料化を決める前は、市民や自治会に対しては全く説明もしないで、清掃審議会などで有料化

の方向を打ち出す。そして議会で決めてしまっただけから、これは早速、全自治会に文書を出して、「ごみ袋有料化の説明をやりたい、日程はこうですよ」と、そういう全く逆さまの行政がこの間やられてきているわけです。なぜ、そういうふうに全自治会に説明会を予定するならば、有料化する前に市民の意見を聞かなかったのかというのが私の意見であります。30年間も続いてきたごみ袋の無料、これは市民の皆さん方も納得するには時間がかかると私は思うんです。また、その説明も必要であります。

伊良林連合自治会でも、これは大論議になり、「市がこのようなやり方をするならば、今後、市の清掃行政には一切協力できない」と、こういうふうな強い意見も出ているわけであります。

また、家電リサイクル法ができて、ことしの4月から冷蔵庫など4品目が住民の負担が非常に重くなりました。冷蔵庫でいいますと、これは4,500円の引取料と運搬賃が1,500円、約6,000円というふうな代物でありまして、これでは市民は納得しないわけであります。この問題についても、私は今後、市民をどう指導していくのか、市の考え方を聞いておきたいと思っております。

環境問題の3点目は、焼却場ごみ持ち込み土曜日の開場についてお尋ねします。

やがて夏を迎える季節となりましたが、生ごみなど2日間も持ち込めない状態は大変なことであります。ごみ関係業者あるいはホテル、旅館業界あるいは割烹、料亭、こういった飲食店などの業界も含めて、これは何とかしてほしいという意見が非常に強いわけであります。特に観光都市長崎が、これから外国からのお客も期待されているとき、銅座や浜町かいわいでも、長崎市の中心街でありながら、決して清潔とは言えません。臭いをするわけであります。

職員の勤務条件が変わったことによって、長崎市でも土・日休みになったわけですが、他都市はどうなっているのだろうと、私もこのたび調査してみました。類似都市27都市の中で、土・日も休んでいるのが6都市なんです。土曜日を開場している都市が20都市であります。この6都市の中に長崎市も入っています。ちなみに、九州県庁所在地7都市を見てみると、長崎市だけが結局、土・日開場。閉まっている。あとの6都市は土曜

日をみんなあけている。このことを関係者が知りましたら、恐らくこれはびっくりして、再び市役所に押し寄せるだろうと私は思います。

市長、観光都市長崎市が九州各県の都市でもやっている土曜開場を直ちに実行してはどうか。働く労働者の労働条件の問題がありますので、十分な協議を関係組合としてほしいと思います。

答弁を求めます。

以上で壇上からの質問を終わります。

＝（降壇）＝

副議長（江口 健君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 柴田 朴議員のご質問にお答えをいたしたいと思ひます。

まず、私の政治姿勢につきまして、総理の靖国神社参拝等の問題でございますが、宗教行事等に対する公共団体の姿勢の問題、いわゆる政教分離の問題につきましては、これまで国や地方公共団体を当事者とする判例が多数あり、長崎市では、これらの判例等をもとに厳正に対応しているところでございますが、新聞等により報道されております小泉首相の靖国神社参拝の件につきましては、一地方公共団体の長としてコメントする立場にありませんので、答弁を差し控えさせていただきたいと思ひますので、ご理解とご了承のほどをよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

次に、経済活性化の問題で浜町などの、いわゆる中心商店街の問題でございますが、柴田議員ご指摘のとおり、最近、浜町地区において老舗の閉店が発生しておりますが、これは全国的に消費が低迷している中で、大型店の出店による競争激化、流通チャンネルの多様化、金融機関の不良債権処理に伴う融資先の選別強化など、さまざまな要因が重なって発生しているものと理解しております。

新聞報道によりますと、昨年4月の大型店出店以降、浜市商店連合会では、議員ご指摘のとおり、12店舗が閉店しているという状況でございます。商店街事務局に確認しましたところ、その大半の空き店舗におきまして、業種・業態の変更を伴いながら新規出店があつていることを確認いたしております。

次に、長崎市内の空き店舗の状況につきましてでございますが、長崎県は平成12年7月1日現在で実施した長崎県商店街実態調査によりますと、

市内商店街の空き店舗数は141店舗、空き店舗率5.0%となつており、前回の平成9年調査と比較いたしまして0.8ポイントの増となつているものの、長崎県全体の空き店舗率8.3%と比較するとかなり低い数値となつております。

また、市内の小売市場につきましては、平成11年9月の実態調査以降、本格的な調査は行っておりませんが、このたび法人格を有します14の小売市場におきまして、電話による調査を行いましたところ、平成11年9月現在では315あつた店舗が平成13年3月末現在では289店舗に減少しているとの実態が明らかとなりましたが、中には、みずからの努力により、1店舗ではありますが、店舗が増加している市場もございました。

また、中心地区の商店街では、本年3月から既存大型店と連携して、閉店時間の延長、売り出し等の共同宣伝、ベビーカー・買い物カートの無料貸し出しなどのサービスを実施し、好評を得ております。

さらに、昨年オープンいたしました大型店では、平成6年6月に施行された高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律、いわゆるハートビル法の適合認定施設として、車いす用スロープや車いす使用者用トイレなどのバリアフリー設備が充実されており、また、本年3月からは高齢者や妊婦等に配慮して、購入した商品の無料配達サービスも開始をしております。このように、大型店みずからが率先をし、店舗のバリアフリー化や地域貢献への取り組みを実践されている好事例もあつます。

以上のように、大型店の出店に関しましては、既存商店街等の中小小売業者の事業活動に何らかの影響を及ぼしている面もございまして、一方では、その立地場所によっては地域の核施設として集客力を高め、まちの賑わいを創出し、地域活性化につながるるとともに、消費者の立場から申しますと選択肢が広がるなど、消費者の利便性の向上につながるプラス面もあるわけでありまして。

したがいまして、大型店の出店に関しましては、中心市街地の居住人口をいかにふやしていくのかという大きな課題を踏まえつつ、大型店と商店街等が連携した魅力的な商業集積づくりを含めた全体的なまちづくりの観点からとらえていく必要があるのではないかというふうにご考へしているところ

でございます。

次に、市場・商店街等の活性化策についてでございますが、商業者が抱えるさまざまな課題に対応するため、平成12年度から「きめ細やかな支援」をテーマに、ソフト・ハード両面にわたる支援事業を展開しております。本事業では、これまでの商店街を補助対象としたものから、その補助対象枠を任意団体も含む小売市場や商業者グループにも拡大をし、担当職員も夜間の研究委員会に出席するなど、商業者からの声を直接聞きながら事業を実施しているところでございます。

また、ハード事業の補助対象につきましても、商業基盤施設の新設事業やアーケードの改修事業に加えまして、平成12年度より、補助対象となっていなかった商業基盤施設の大規模改修事業につきましても、新たに補助対象に加え、支援を行っているところでございます。

現在、商店街が抱える主な課題といたしましては、情報化社会への対応、後継者不足、空き店舗の増加、大型店との競合などが挙げられます。

長崎市といたしましては、こういった課題の解決に向けて、商店街が一体となって取り組む共同事業につきましても、今後とも積極的に指導並びに支援していく所存でございます。

また、本市におきましては、空き店舗対策事業を初めTMO構想に基づく各種事業の推進機関であります長崎市TMOの運営及び活動を積極的に支援することにより、活気と賑わいに満ちあふれた中心市街地の魅力ある商業空間づくりを推進していきたいと考えております。

なお、柴田議員ご指摘の商店街・小売市場等に対する県の支援につきましても、商店街等が実施する大規模なハード施設整備の際には、中小企業庁及び県の両方で貸し付けを行う高度化融資や商店街リノベーション補助金等の制度があり、また、商店街活性化支援事業の幾つかは、長崎市が交付する補助金の2分の1を県から補助金として受けております。

今後とも、国や県の協力を仰ぎながら、これらの支援制度並びに本市商業支援制度の中で、引き続き商業者のきめ細やかな支援に努めてまいりたいと考えております。

また、私自身も近々行われます市商連の総会のときに出席させていただきまして、総会が終わっ

た後の懇談会等にも出席させていただいて、皆さん方の意見等もお聞きをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、環境行政のごみ袋の有料化につきましてお答えをいたしたいと思っております。

ごみ袋の指定有料化の件につきましては、平成5年より調査、検討を開始いたしました長崎市清掃審議会を初め長崎市廃棄物適正処理検討委員会、長崎市リサイクル推進協議会、そして昨年には、廃棄物対策につきまして市民の皆様方からさまざまなご意見を伺うため設置いたしました長崎市廃棄物対策市民懇話会、いわゆる100人懇話会の場で十分ご議論をしていただいたところでございます。

また、本議会におきましても、本年1月30日の清掃審議会の答申を受けまして、平成13年3月市議会定例会におきましてご審議をいただきまして、平成14年2月に実施する旨のご了承をいただいたところでございます。

議員ご指摘のとおり、指定有料化の他都市での状況でございますが、制度導入当初は一時的にごみ量が減少し、その後、増加するという傾向が見受けられる都市もありますが、長期的に見ますれば、排出量は減少するものというふうに考えております。また、私たちもそれに向けて懸命の努力を傾けてまいりたいと思っております。

なお、この指定有料化は、ごみ袋を購入しなければならぬというコスト意識に基づいた直接的な減量効果もさることながら、指定有料化の大きな目的である分別の徹底が行われることで、資源物、再資源化量の増とそれに伴う焼却、埋立量の減についても大きな効果が得られるものと考えているところであります。また、燃やせるごみ、燃やせないごみ相互の混入の是正による適正処理が図られるものと考えております。

長崎市では、平成5年から瓶、缶を資源ごみとして分別収集を開始し、平成10年からペットボトルを資源ごみとして収集しております。資源ごみ収集開始から8年を経過しておりますが、依然として、燃やせないごみの中に、瓶、缶、ペットボトル等が混入するなど、分別がされていない状況にあり、自治会長様を初め各自治会の長崎市廃棄物減量等推進員の皆様方に大変なご苦勞をおかけしている状況でございます。

現在、東部地区より自治会の説明会を開始しておりますが、今後は、西部地区、南部地区、北部地区といった具合で説明会を行う予定であります。単に、ごみ袋の指定有料化の説明に終わることなく、長崎市のごみの現状をご理解いただいた上で、ごみの減量化、資源化についてのご説明を直接、市民の皆様方に行い、来年2月からは、ごみステーションでは分別がきちんと行われたごみが指定袋に入れられて出されることを目標といたしまして頑張ってもらいたいというふうに、また、頑張らなければいけないというふうに考えております。

また、ごみ問題につきましては、指定袋のみでなく、古紙類の分別収集あるいはプラスチック製容器包装のモデル地区収集などを開始いたしまして、さらなるごみの資源化、減量化努力を行ってまいりたいというふうに考えたいと思います。

以上で私の本壇よりの答弁を終わらせていただき、他の問題は、それぞれ所管よりお答えさせていただきたいと思いますが、先ほど本壇より、柴田 朴議員のご質問の中で、観光振興の問題でぶらぶら節の問題が出ました。先般の初めて行いましたぶらぶら踊りの件につきましては、特に柴田議員は、観光の議員連盟、また、特別委員会ということも含めて、本当に古参議員の重鎮という形も含めて、丸山公園の方にご参加をいただきまして、皆様方と一緒に楽しくご参加をいただき、長崎の観光を第一線で自分の身でもって活性化しようという意気込みに心から敬意と、そして御礼を申し上げまして、私の本壇よりの答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。＝（降壇）＝  
教育長（梁瀬忠男君） 教育行政についてお答えいたします。

1点目の「新しい歴史教科書をつくる会」企画・執筆の教科書についての見解でございます。

我が国の教科書採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律によって定められ、文部科学省の検定に合格をし、教科書目録に登録された教科書の中から採択を行うこととなっております。

教科書の検定につきましては、文部科学省が、教科書の記述が客観的で公正なものとなり、かつ適切な教育的配慮がなされたものになるよう、教

科用図書検定基準に基づきまして、教科用図書検定調査審議会の協議を経て実施をしているものでございます。

本市教育委員会におきましても、現在、適正・公正な採択の実施に向け、その業務を進めている状況にあります。したがって、教科書採択の適正・公正確保の観点からも、特定の教科書の内容等に対する見解は差し控えさせていただきたいと存じます。

次に、2点目の教科書採択のあり方についてお答えをいたします。

ご承知のとおり、本年度は、14年度使用の小中学校の教科用図書の採択替えが同時に実施をされることとなっております。言うまでもなく、教科書採択とは、学校で使用する教科書を決定することであり、その権限は、公立学校で使用する教科書につきましては、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。

したがって、単独採択地区である本市は、教育委員会の権限において採択業務を進め、8月15日までにすべての手続きが終了することとなっております。

市教育委員会といたしましては、これまでも地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6項、教科書の発行に関する臨時措置法第7条第1項等関係法規及び文部科学省、県教育委員会の指導に基づきまして、適正・公正な採択の実施に努めてまいりました。

今回の採択におきましても、さらに適正・公正な採択が実施できるよう、教科書採択の組織や手順において、具体的な対応に努めているところでございます。

適正・公正な採択を実現する上で、まず専門的な教科書研究が不可欠となっております。そのためには、本市教科書採択審議委員会規則を一部改正をいたしまして、教科書採択審議委員会に、教科書調査委員に加えまして新たに教科書選定委員を置くことといたしました。また、調査の期間や回数をふやすことで、より慎重に教科書研究が行えるようにも配慮いたしました。

調査委員につきましては、校長会の教科部長から推薦を受けた校長あるいは教頭及び教諭で構成をされておりまして、各教科ごとに調査委員会を3回にわたって開催をいたします。県教育委員会

作成の教科書選定資料などをもとに、具体的な教科書研究を行っております。その中で、各教科書ごとに工夫されている点を調査表にまとめまして、教科書採択審議委員会に報告をいたします。

また、選定委員につきましても、校長会から推薦を受けた校長、教頭、教諭で構成をされ、各教科ごとに選定委員会を3回にわたって開催をいたします。教科書調査委員会から報告された調査表及び県教育委員会作成の教科書選定資料をもとに、すべての教科書を対象として、その特色を明らかにするとともに、教科書を選定する上で重要な観点を協議し、教科書採択審議委員会に報告をいたします。

このように、専門的な教科書研究を充実することで、具体的な資料をもとに、教科書採択審議委員会の協議が行われるよう配慮いたしております。

また、各学校の校長及び教職員の教科書研究につきましても、これまで2日間ありました回覧期間を3日間に延長いたしました。具体的な教科書研究が行えるよう、観点を示した調査表を各学校に配布したり、法定展示への教職員の参加について配慮いただいたりするなど、その充実に努めております。

なお、校長及び教職員の教科書研究の結果につきましては、その意見や希望を調査表にまとめまして、教職員は校長へ、校長は校長会の事務局へ提出をいただき、教育委員会事務局で集計をいたしまして、教科書採択審議委員会へ報告をいたします。

さらに、今回から教科書採択審議委員会の委員に学識経験者や保護者の代表を加えまして、さまざまな立場からのご意見をいただき、教科書採択に反映できるよう配慮いたしました。

以上のように、各段階における専門的な教科書研究の充実を図りながら、今後も適正・公正な教科書採択が実現できるよう努めてまいります。

以上でございます。

観光部長（三浦勝夫君） 続きまして、観光行政についてでございますが、まず、自治体等との連携による広域観光の推進についてお答えをいたします。

本市の観光客数は、日蘭交流400周年記念事業の実施に伴う集客効果がございまして、平成12年

度においては増加いたしました。長引く不況と、本年3月に関西に「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」がオープンし、秋には関東に「東京ディズニー・シー」のオープンが予定されており、本市を取り巻く環境は依然として厳しいものがございます。

このような状況の中で、より効果的な誘致対策を推進するために、県内におきましては、普賢岳登山解禁を契機に発足いたしました長崎・小浜雲仙・島原観光ルート連絡会を初め長崎半島の海・グルメをキーワードに観光客の誘致を図っております本市と周辺5町・関係4団体で構成しております長崎南部観光誘致協議会や、長崎・西彼地区の魅力あふれる観光地づくりを推進している本市と西彼杵郡15町からなる長崎・西彼地区観光推進協議会などを組織いたしまして、観光客の積極的な誘致活動を実施しております。

また、県外におきましても、福岡、佐賀、長崎3県の行政や観光関連団体から構成しております西九州国際観光ルート協議会を初め本市、熊本市、大分市、別府市で構成しております九州横断ルート観光都市協議会や九州内の観光関係の市町で構成しております九州観光都市連盟と連携いたしまして、国内の観光客はもとより、ビザ解禁後、多くの観光客の来訪が予想されます中国や韓国を初めアジア観光客の誘致宣伝活動を実施しております。

議員ご指摘のとおり、効果的な観光推進を図るためには、県内外の都市との連携が大変重要と考えております。

今後とも、県内外の都市とのネットワークの強化を図りながら、国内外の観光客の誘致に努めてまいりたいと考えております。

次に、外国語を話せるボランティア観光ガイドの強化についてお答えいたします。

現在、外国人観光客に対する受け入れにつきましては、社団法人長崎国際コンベンション協会会員事業所の従業員を対象といたしまして中国語講座を開設し、観光関係施設の受け入れ体制の充実を図っているところでございます。

また、コンベンション開催等の際には、必要に応じまして長崎県国際交流協会や長崎平和推進協会などに登録されておりますボランティア通訳の方々へ中国語や韓国語などの通訳をお願いして



ります。本年度は、昨年12月に設置いたしました長崎市アジア観光客誘致対策協議会のご意見をいただいたことから、アジア観光客受入研修会を開催することとしておりまして、今後は、ボランティア通訳の人材育成に努めてまいりたいと思っております。

次に、観光客のニーズに応えた史跡の整備と学芸員の配置についてでございます。

まず、観光客のニーズに応えた史跡の整備についてでございますが、本市といたしましては、昨年4月に復元オープンいたしました西側5棟を含む史跡出島和蘭商館跡を新たな観光資源といたしまして積極的にPRに努めているところでございます。また、貴重な文化遺産でございます唐人屋敷跡、鳴滝塾及び亀山社中跡などについては、昨年、整備や活用を図るため、それぞれの活用検討協議会を設置いたしまして提言をいただいたところでございます。この提言を踏まえまして、唐人屋敷跡につきましては、町並みデザイン調査や境界推定調査などの唐人屋敷顕在化事業を実施いたします。また、亀山社中の跡につきましては、所有者や関係団体等のご理解とご協力を賜りながら、整備・活用に向けた検討を進めてまいっております。鳴滝塾につきましても、引き続き国指定史跡シーボルト宅跡整備活用協議会のご意見をいただきながら、調査・検討を進めてまいります。

今後とも、歴史の掘り起こしを通じた観光資源の活用・充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光客のニーズに応えた学芸員の配置についてでございますが、本市におきましては、現在、博物館に1名、文化財課に2名、歴史民俗資料館に1名、シーボルト記念館に1名、出島復元整備室に1名の計6名が勤務しており、埋蔵文化財の調査、史跡の整備、史跡内建造物の展示活用に関することなどの業務につき、文化財の整備・活用に努めております。市内に点在する文化遺産の適切な保存と有効な活用に当たって、学芸員の業務は重要な位置づけになるものと考えております。よって、厳しい社会経済情勢が続き、効率的な執行体制のもとに諸課題に対処していくことが求められている中で、学芸員も含めまして、さまざまな職種の職員が役割を分担し合いながら、市民のニーズに応じて効率的、効果的に業務の遂行

ができるような体制の構築に向けて、今後も十分に研究を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

環境部長（高橋文雄君） 環境行政についてお答えをいたします。

まず、三方山産業廃棄物処分場の抜本対策についてでございます。パイロットプラントの建設の経過につきましては、本市が行う三方山産業廃棄物処分場及び周辺流域の水質保全に係る対策の検討を行う場として、市民の立場からのご意見、また、専門家の立場での提言を行うこと等を目的としまして、三方山流域の水質問題を検討するという観点から三方山産業廃棄物処分場対策協議会を平成10年度に設置を行いました。環境保護等の団体代表10名及び公募による市民の方7名による市民委員会と専門家5名による技術検討委員会とにおきまして、平成11年3月までの1年間、市民の立場や専門家の立場から13回にわたる論議を行っていただきました。

本市におきましては、この委員会の検討資料作成のため、先ほど議員からご指摘がございましたが、ボーリング21カ所による水質試験を143回、25カ所の土壌試験を行うなど、多額の費用を投じて水質や地質の調査を行いました。

これらの資料をもとに、技術検討委員会におきまして検討を行っていただいた結果、「調査の期間が短く、水質の経年変化を把握するためには、当面は観察を続け、即、対策工事は行わない。ただし、水銀濃度が排水基準を超えているか、それに近い数値の出ている箇所についてはパイロットプラントを建設して水銀と鉛の処理を行う。三方山全体の対策工事につきましては、必要が生じたときには、いつでも対応できるように基本設計は行うべきである」との結論に達しております。

この結論を踏まえまして、本市としては、環境基準を上回って検出されたのは水銀と鉛でありまして、この2つが当面の処理対応項目であること、また、幾つかの対策工法を比較検討した結果、「水銀と鉛の除去という観点から活性炭吸着法が最適であるとの判断を行い、まず水銀濃度が排水基準を超えているか、それに近い数値が出ている箇所に建設をしまして、水銀と鉛の処理をすることを考えている。ただし、全体の対策工法の必要が生じたときは、いつでも対応できるように概略

設計の準備はしておきたい」との報告を行い、平成11年3月の環境問題調査対策特別委員会におきまして、この内容での確認をいただきました。

したがいまして、現在のパイロットプラントは、水銀濃度の最も高い箇所に設置されたものでございまして、平成12年4月に稼働し、他の箇所については技術検討委員会の経緯から経過観察を行うこととなっております。

この間の水質検査の結果からすると、三方山2、ここはパイロットプラントを設置したところの直下に当たりますが、12年度は水銀が検出されておられません。三方山3、若干離れたところではございますが、顕著に減少しているということではありませんが、減少傾向にあると考えております。これらの減少は、パイロットプラントの効果とも考えられていますので、地下水やボーリング水など全体の水質検査結果の推移を見ながら、当分の間は、この状態を続けてまいりたいと考えております。

次に、現在も廃棄物を投入しているということが問題だというようなご指摘でございますが、三方山処分場での安定型の埋め立ては、平成9年8月で終了をしております。鉱さいや廃石綿、焼却灰などの埋め立ては管理型の拵で行っております。浸出水に対する影響はないものと考えております。

昭和50年から開始してきました下水汚泥の埋め立てにつきましても、昭和62年3月にやめておりまして、その後はコンポスト化、いわゆる堆肥化されるようになっております。これも現時点では浸出水に影響はないと考えております。

こうした点から、廃棄物の受け入れにつきましては現状を維持して行いたいと考えております。

なお、処分場内の施設の整備等によりまして、周辺環境のさらなる改善に向けて指導してまいりたいと考えております。

次に、焼却場の土曜日開場についてでございますが、本市におきましては、職員の週休2日制の導入に伴いまして、平成6年7月から、ごみ収集体制を週3回収集から週2回収集に変更を行いました。東工場、西工場及び三京クリーンランド埋立処分場の土曜日閉場を実施しており、7年が経過しようとしているところでございます。この土曜日閉場の実施に当たりましては、各事業者の皆

様に、廃棄物処理法に規定する事業者の責務を認識していただき、創意工夫して保管し、適正かつ計画的な排出にご理解とご協力をいただき、土曜日閉場につきましては、ごみ収集の週2回体制と同様に、現在定着しているものと考えております。

なお、本年4月半ばから東工場におきまして、直接搬入されるごみの展開検査等によりまして搬入指導を実施しております。収集運搬業者に対する分別搬入はもとより、排出事業者の分別排出についても指導を行っているところでございます。

この搬入指導につきましては、今後も引き続き実施を行い、ごみの適正な処理に努めてまいります。

また、本年5月1日からは、食品循環資源の再生利用の促進に関する法律、いわゆる食品リサイクル法が施行され、一般廃棄物全体の約3割を占める食品廃棄物の発生抑制、減量化を行い、処分される量を減少させるとともに、有用なものを飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による再生利用等を促進するもので、本市におきましても、燃やせるごみのうち、食品廃棄物の減少が期待されるところでございます。

以上のように、ごみの発生抑制、排出抑制を図ることによりまして、減量化が見込まれることから、現状は、ごみ焼却場を土曜日に開場しなければならないほど逼迫しているとの判断には至っていないところでございます。しかしながら、年末年始等のごみの増量期につきましては、状況に応じ適切な措置を講じてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、さらなるごみの減量化、適正処理に努めてまいる所存でございます。

以上でございます。

41番（柴田 朴君） 答弁を親切にしてもらうのはいいんだけど、時間をだらだらとそれで費やしてしまって、私の質問時間がなくなっております。

私は、環境部長に申しますけれども、やっぱりあなたがどんなことを言ったって、これは市民を説得することはできないんですよ。結局、あの三方山というのは爆弾を抱えたような状態でしょう。いつ、あれが流れ出すか、またわからないんですよ。そういうことをもっと大局的な立場から考えているのか。プラントを設置しているから、これで大丈夫ですと、私は、これはある意味では市民

の目をごまかすための装置だと思うんですよ。そういうふうに言われても仕方がないじゃないですか。

この間、我々、文教経済委員会は現地を調査に行きました。4月の13日ですね。このとき、たくさんの方々が同行したんですよ。全然山に入らせないでしょう。あなたたちが本当に公明正大にやっているというなら、なぜマスコミにすべて開放しないんですか。マスコミは下で足止めを食ってしまったんですよ。そのこと一つをとらえてみても、あなたたちがやっていることは、やっぱりあくまでも市民に隠そうとしている。そういう中で、この間の飲み水の大腸菌発生、そうしてプラントを通した水までが、また水銀値がオーバーしている。こういうふうな繰り返しなんです。だから、私は、抜本的な対策がどこにあるのかと、もっとマスコミなども堂々と入れて、そうして長崎市民が納得できるような三方山の対策をとってほしいと思うんです。

私は、市長が先ほど小泉さんの問題については、一地方自治体の長としては、ちょっと遠慮させていただきますと、こういうふうに言いました。市長は、そういうことは遠慮せんでもいいんじゃないかと私は思うんです。これは被爆都市の市長として。あなたは、前段で政教分離についての法的な見解を述べました。だから、私が黙って聞いておって、私は、そういう政教分離の原則というのは踏まえておるんで、小泉さんの言っていることは非常にそれを踏み越えているんじゃないかと言わんばかりのことだったと聞いておまして、その先は市長、言えないんだというふうに私は思いましたけれども、本当は、これは一国の総理として、言っていかなことをどんどん言っているんですよ。そのことは、私は教科書問題とも関連していると思うんです。

したがって、こういった一国の総理がいろいろ集团的自衛権の問題に踏み出す、あるいはまたその他の今まで歴代内閣が言わなかったようなことにまで踏み出していくということは、ただならぬことだとこれは思うんです。だから、被爆都市の長として、あなたが今後もやっつけこうとする、そういう活動と対立してくるということを私は認識してほしいと思っております。

教育長に私は申し上げますが、確かに教育長は

今回、教科書選定委員会というものを新たにつくっているんですね。従来は、こういうふうな教科書を選定する場合には、大体、市内の小中学校の社会の先生なら社会の先生の主任の先生を集まってもらって、そして、そこで大体、いろんな議論をして、そこで出た常識的な判断というものを教育委員会が受けて教科書採択と、こういうふうになっていたわけですが、これを全然、手法を変えてきているでしょう。調査員との間に選定委員会をつくと、その選定委員会もどういふふうな基準で選んでいるのか。ほとんど従来の、言ってみれば社会の主任の先生たちの意見とか、そういうものを聞く、そういう関係じゃないですね。全然違った方向で選定をしてきているでしょう。これは私は問題だと思うんですよ。言葉の上では非常に慎重に判断するためにと言っているけれども、そういうことになっていないということを私は言っておきたいと思うんです。

そして、教科書採択審議委員会のメンバーも私はちょっと見ましたけれども、これは従来はもっと良識者というか、この学術的な経験者でも大学の教授とかいろんな人たちを長に据えてきておったんですが、今度の場合は、ずっと見てみると、もう県教育委員会の従来のメンバーをばんともってきてやっつけていくという姿勢でしょう。どっからどう見ても民主的にやれるという期待は持てませんよ。

私がこういうことを言いますのは、やはり今度の教科書採択というのは非常に問題があるわけなんです。これは例えば中央の検定審議会というのがあるんですね。ここで中央の検定審議会の中で、例えば野田英二郎さんという、これは元駐インド大使をしておった人ですね。恐らく政府推薦の委員だろうと思います。この人が途中で委員を更迭されるという事件が起きました。私も調べてみますと、これはつくる会の教科書の内容が余りにもひど過ぎる内容であったために、2、3の審議員の皆さんといろいろ帰ってから電話で相談したり議論をしているんですよ。それをある新聞社が察知をして、そして与党の国会議員に連絡をして、そういう人たちが文部科学省に圧力をかけて、この野田さんは結局、途中で更迭されると、そういうふうな状態になっているんですね。そういうことを乗り越えて結局、今度のあの137カ所の修正

意見がある、ああいう教科書が堂々と採用されてきているんですよ。

そういうふうなことを考えると、これは言葉の先は非常に民主的なことを言いながら、裏では極端なことをやっても、こういうふうな歴史をひっくり返すような教科書を採用しようとしてきていると、そういうふうなことが私は非常に今、重大だと思えます。日本の政治を考える上でも、あるいは教育の問題を考える上でも。その点を教育長、あなたはどう考えますか。あなたは書いてもらったものを読んでおられますが、私は、教育者として、今の日本の教育がどういう時点に立たされているのかということを考えなければいかんと思えますよ。

そのことについて、最後に教育長の見解を求めたいと思います。

もう一つ、市長に対して申し上げたいのは、やっぱりあなたは、金子知事とともに日中友好、こういう活動を先頭に立って促進しているんですよ、中国と長崎市、韓国と長崎市と。そういうものが非常に長い友好の歴史がありますね。こういうふうなときに、靖国神社の問題等についても、私はもっと中国友好の立場から物を言うべきだと思えますよ。

以上で私の発言を終わります。

副議長（江口 健君） 次は、14番毎熊政直議員。

〔毎熊政直君登壇〕

14番（毎熊政直君） 皆さん、こんにちは。

自由民主党の毎熊政直でございます。

質問通告に基づきまして、順次、質問をいたしますので、市長並びに関係理事者の明快なご答弁を求めるものでございます。

4月26日に発足した小泉内閣は、新世紀維新とも言うべき改革を断行すると表明いたしており、新しい時代にふさわしい制度を目指した「聖域なき構造改革」に国民は大いに期待いたしているところであります。

一方、地方自治体においては、絶えず市民の立場に立った行政運営が既に行われており、それを先取りした伊藤市長の絶え間ない改革への取り組みは、長崎市第三次総合計画や行政改革大綱の中で述べられており、一定、評価をいたしております。しかしながら、次世代を担う子どもたちへの教育改革や21世紀に生きる子孫へ豊かな環境を確

実に引き継ぎ、自然との共生が可能となる社会の実現などに対する具体的な方策は万全であるのか、危惧するところであります。

私は、自信と誇りに満ち、元気あふれる長崎の再生のために微力を尽くしたいという思いから、以下3点についてお尋ねいたします。

まず、1点目が教育行政についてであります。

家庭の教育は、すべての教育の原点であります。近年の都市化、核家族化、少子化などに伴い、家庭の教育力が低下している状況であります。また、昨今憂慮されている青少年の問題行動の背景には、家庭における教育のあり方が密接に関係していると言われております。

家庭の教育力の充実の必要性については、平成10年6月の中央教育審議会答申や同年9月の生涯学習審議会答申を初め多くの審議会の答申などで指摘されており、内閣総理大臣のもとに設置されている教育改革国民会議においても、その重要性が提言されているところであります。

文部科学省では、こうした教育の現状や課題を踏まえ、新世紀が始まる本年を「教育新生元年」と位置づけ、21世紀教育新生プランを策定いたしております。

市長は就任以来、「核兵器廃絶元年」「まちづくり元年」「出島復元元年」という言葉で市政の方針をあらわし、平和行政とまちづくりを車の両輪として推進してこられました。2期目に臨む姿勢として「新世紀はたあげ宣言」を掲げ、21世紀のまちづくりのための種をまく年と位置づけ、本年は、そのまいた種が芽を出し、大きな花が咲くよう育てる年だと言われております。

教育に目を向けると、教育改革については、種をまく前の段階であり、土の改良から始めなければならない状況であると思っておりますが、本年を改めて「教育新生元年」と位置づけ、本市の基本姿勢とする強い決意が市長にはあらわれるのか、お尋ねいたします。

私は、教育改革を推進するには、学校や教職員を初め関係団体の取り組みはもちろんです。まず家庭教育の充実が何よりであると考えております。人間性豊かな日本人を育てるためには、教育の原点は家庭であることを自覚する必要があると思っております。そのため、家庭教育支援のための機能の充実を図る必要があります。また、大人が子ど